

「新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」

拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を促進するため、そうした方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主に対して、奨励金を支給します!

支給額

対象労働者 1人当たり 60万円

※3か月を超えて継続雇用した場合に限る。

※1事業主当たり2人までとする。

(対象労働者が就職氷河期世代の場合は1人当たり90万円)

※この奨励金において「就職氷河期世代」とは、生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間、かつ、前職が正規雇用労働者として雇用されていない者をいう。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A.資本または出資額	B.常時使用する労働者
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給要件 (以下のすべての要件を満たすこと)

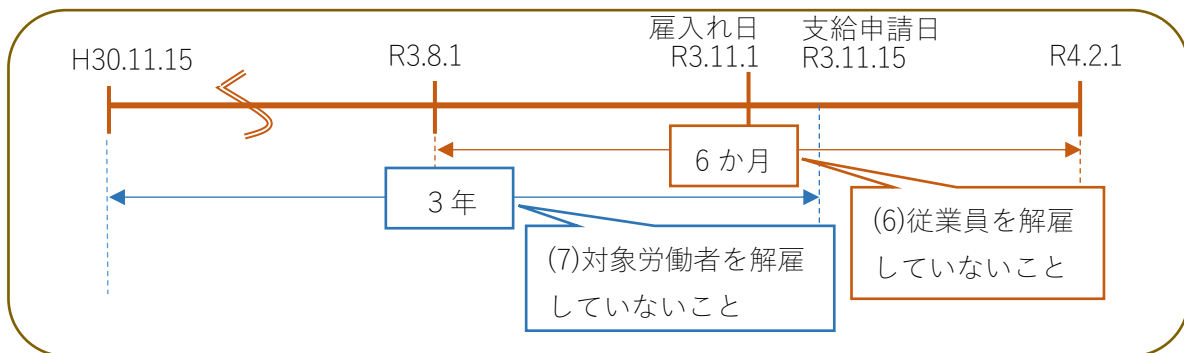


【対象労働者の要件】

- | | | |
|-----|---|--------------------------|
| (1) | 令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者であること。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) | 県内に住所を有する者であること。 | <input type="checkbox"/> |

【対象事業主の要件】

- | | | |
|-----|--|--------------------------|
| (3) | 対象労働者を令和3年4月1日から令和3年11月30日の間に、ハローワークからの紹介により正規雇用労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇用したこと。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) | 岐阜県税の滞納がないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| (5) | 対象労働者の主たる勤務地は、県内の事業所であること。 | <input type="checkbox"/> |
| (6) | 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3か月前の日から6か月を経過する日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。
(例)R3.11.1雇入れの場合: R3.8.1からR4.2.1の間に解雇していないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| (7) | 支給申請日の前日から起算して過去3年の間に、対象労働者を事業主の都合で解雇していないこと。
(例)R3.11.15申請の場合: H30.11.15からR3.11.15の間に対象労働者を解雇していないこと。 | <input type="checkbox"/> |



◎「申請様式」は、岐阜県ホームページからダウンロードできます。

< <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/178109.html> >

◎申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 住所: 岐阜市藪田南2-1-1

電話: 058-272-1111 (内線3122)



岐阜県

不支給要件

対象事業主からの支給申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

- 1) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日までの間に、次のいずれかに該当する労働者を雇い入れる場合
 - ア 対象事業主と雇用、請負又は委任の関係にあった労働者
 - イ 対象事業主の事業所に出向し、又は派遣されて就労したことがある労働者
 - ウ 対象事業主の事業所において、通算して3か月を超えて訓練、実習等(雇用関係はないが、当該事業所において行う訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等(特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。))をいう。以下同じ。)を受けたことがある労働者
- (2) 対象労働者の雇入れ日から起算して1年前の日までの間に、当該対象労働者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主、出向若しくは派遣の形態により当該対象労働者をその事業所において就労させたことがある事業主又は当該対象労働者に対して通算して3か月を超える訓練、実習等を行っていた事業主と、雇入れ日において次のいずれかの関係を有する事業主が雇い入れる場合(職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該職業紹介事業者等と密接な関係にある事業主が雇い入れるときを含む。)
 - ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における当該親会社又は子会社であること。
 - イ 法人の代表者が同一人物であること又は役員を兼務している者がいずれかの事業主の役員の過半数を占めていること。
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、資本的、経済的又は組織的関連性等からみて密接な関係にあること。
- (3) 事業主又はその役員の3親等内の親族である労働者を雇い入れる場合
- (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に、職場適応訓練(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練(短期のものを除く。))をいう。以下同じ。)を受け、又は受けたことのある者に対し職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合(職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該職業紹介事業者等と密接な関係にある事業主が雇い入れるときを含む。)
- (5) 対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- (6) 対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から申出があった場合

奨励金支給までの流れ

① 対象労働者を令和3年4月1日から令和3年11月30日の間にハローワークからの紹介により正規雇用労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇入れ

② 「奨励金支給申請書」を県へ提出(郵送に限る)

※申請書の提出期限は、令和3年12月28日(当日消印有効)です。

※予算の上限に達し次第、募集を終了します。

※国又は市町村の助成金の一部又は全部が受給できなくなる場合があります。

※県の審査後、「支給決定通知書」を送付します。

③ 対象労働者を正規雇用労働者として3か月を超えて継続して雇用

④ 「対象労働者に係る報告書」を県へ提出(郵送に限る)

※提出期限は雇入れ日によって異なります。

(1) 雇入れ日が令和3年8月31日以前の場合 別途お知らせします。

(2) 雇入れ日が令和3年9月1日以降の場合 対象労働者の雇入れ後3か月を経過した日から起算して14日を経過する日又は令和4年3月7日のいずれか早い日

※県の審査後、「奨励金の確定通知書」を送付します。

⑤ 県から奨励金の支給